

## 自閉症・知的障害者等の選挙権行使への支援を求める声明

平成 26 年 12 月 10 日

一般社団法人 日本自閉症協会 会長 山崎 晃資  
常任理事 柴田 洋弥

### 1. 投票所に行ったが投票できない

2014 年 12 月 7 日に、東京都港区において、自閉症と知的障害のある青年が、成人して初めての選挙となる衆議院議員選挙に、期日内投票をするため投票所に行ったが、投票できないという事態が生じた。青年は口頭や筆談での意思表示が苦手なため、投票所には家族も同行し、選挙管理委員会職員に代理投票を申し出た。投票所に掲示された候補者名一覧から指さすことも困難なので、候補者名を記入した紙片を見せるなどの方法を家族が提案したが、選挙管理委員会側は、本人の意思を確認する方法が見いだせないとして、投票補助を断り、投票はがきを返した。

当協会は、会員であるこの家族からの要請をうけ、総務省及び東京都・港区等の選挙管理委員会と折衝し、以下のように、この事態の解決を図った。

### 2. 代理投票での選挙公報紙等による意思確認を

2013 年の公職選挙法改正により、成年被後見人にも選挙権が認められ、自閉症や知的障害のある人の投票参加が増えている。

投票時に自署できない人には、2 名の投票補助者がついて代理投票してもらえるが、投票補助者は投票所の事務員に限られるため、選挙人本人との意思疎通が重要である。

代理投票の際に、本人が口頭で意思を伝えられない場合には、投票所に掲示してある候補者一覧表から候補者を指さす方法が一般的であるが、自閉症や知的障害のある人には、それもできない人が多い。総務省は、本人意思の確認方法を投票所管理者の判断に委ねるとしている。

最もわかりやすい意思確認方法は、選挙公報紙を示して、本人がその中から候補者を指さす方法である。投票所に備えてある公報紙を用いてもよい。他人に見えないように、別室かパーティションで囲んで行う。長年実施している東京都国立市では、まず公報紙全体を本人に見せ、次にゆっくり開いて指さしてもらう。指さしが不確実ならもう一度繰り返す。これで確定できないときには、付き添い者等との事前協議で、白紙投票としている。

選挙人本人が候補者名を書いた紙片を投票補助者に示す方法も可能であるが、投票補助者は、それを参考にしても、本人の意思を確認して代筆することとなっている。

上記の青年について、1 枚ごとに候補者の名前を書いたカードを全員分作り、投票補助者の前でその中から 1 枚を選ぶ方法を、家族がその後思いついた。この方法は、東京都・港区の選挙管理委員会も実施可能とのことである。

### 3. 意思確認できない場合には白紙投票に

2013年の総務省自治行政局選挙部長通知「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等の施行に伴う取扱いについて」には、「投票を補助すべき者が選挙人本人の意思を確認できないときは、投票できないものであること」と記載されている。

総務省に「投票できない」の意味を質問したところ、白紙投票とするには本人意思の確認が必要なため、棄権扱いとなるとの回答であった。

東京都選挙管理委員会は、障害者個人によりコミュニケーション方法が多様であるため、投票の前に、投票補助者と家族等介護者やできれば本人を交え、意思疎通の方法や、どうしても意思確認できないときに白紙投票とするか棄権するか等を話し合うことが重要としている。選挙はがきを返した上で、選挙期間内に再度投票できるようにした港区選挙管理委員会の今回の判断は妥当との意見であった。

しかし、本人意思を投票補助者が読み取れない場合に、それは本人意思が不十分なきもあろうが、逆に投票補助者が本人の意思を読み取る能力に欠けるときもある。総務省通知の「投票を補助すべき者が選挙人本人の意思を確認できないときは、投票できないものであること」という規定は、本人の選挙権を剥奪するものであり、容認できない。

すでに本人は投票所に来ているのであるから、投票する意思があると解すべきであり、「棄権」ではなく「白紙投票」とすべきである。ただし、今回のように、選挙期間内に再度投票する方法も可能とすべきであろう。

### 4. 総務省・各自治体選挙管理委員会への要望

上記の青年の事態は、選挙公報紙がまだ配布されない時に生じた。選挙公報紙が配布されたのは12月9日であり、もっと早く配布するよう求めたい。この青年については、再度投票所に行くことで解決できる見込みであるが、このように選挙に参加できない事例は、全国にかなり多いと推測される。

知的障害や自閉症があっても、国権の主体者としての選挙権は固有の権利である。当協会は、障害者の選挙権を奪う総務省通知の改正を求めるとともに、総務省、各都道府県選挙権利委員会、各市区町村選挙管理委員会に対して、自閉症・知的障害のある人の選挙権行使において、十分な支援が受けられるように代理投票の改革を求めるものである。また、広く国民の皆様にも、ご理解とご協力をおねがい申し上げたい。

なお、総務省には後日改めて申し入れを行う予定である。

**【一般社団法人 日本自閉症協会 事務局】**

東京都中央区明石町 6-22-622

電話 03-3545-3380 メール [asj@autism.or.jp](mailto:asj@autism.or.jp)

**【この件についての問合せ先】**

柴田 洋弥

電話 090-6168-4540 メール [hiroya.shibata@gmail.com](mailto:hiroya.shibata@gmail.com)